

# 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について

## 1. 利用者負担額の構造(国の考え方)

・新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案してさだめるとされて、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

・国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定することとなる。

・1号認定(教育標準時間認定)を受ける利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層と同様の5区分となる。

(国が示したイメージ(案))

### 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

〔・現行の利用者負担の水準を基本。〕

| 階層区分                                         | 推定年収   | 現行の保育料  |
|----------------------------------------------|--------|---------|
| ①生活保護世帯                                      | —      | 0円      |
| ②市町村民税<br>非課税世帯<br>(市町村民税所得<br>割非課税世帯含<br>む) | ~270万円 | 9,100円  |
| ③市町村民税<br>所得割課税額<br>77,100円以下                | ~360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税<br>所得割課税額<br>211,200円以下               | ~680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税<br>所得割課税額<br>211,201円以上               | 680万円~ | 25,700円 |



| 階層区分                                         | 利用者負担   |
|----------------------------------------------|---------|
| ①生活保護世帯                                      | 0円      |
| ②市町村民税<br>非課税世帯<br>(市町村民税所得<br>割非課税世帯含<br>む) | 9,100円  |
| ③市町村民税<br>所得割課税額<br>77,100円以下                | 16,100円 |
| ④市町村民税<br>所得割課税額<br>211,200円以下               | 20,500円 |
| ⑤市町村民税<br>所得割課税額<br>211,201円以上               | 25,700円 |

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

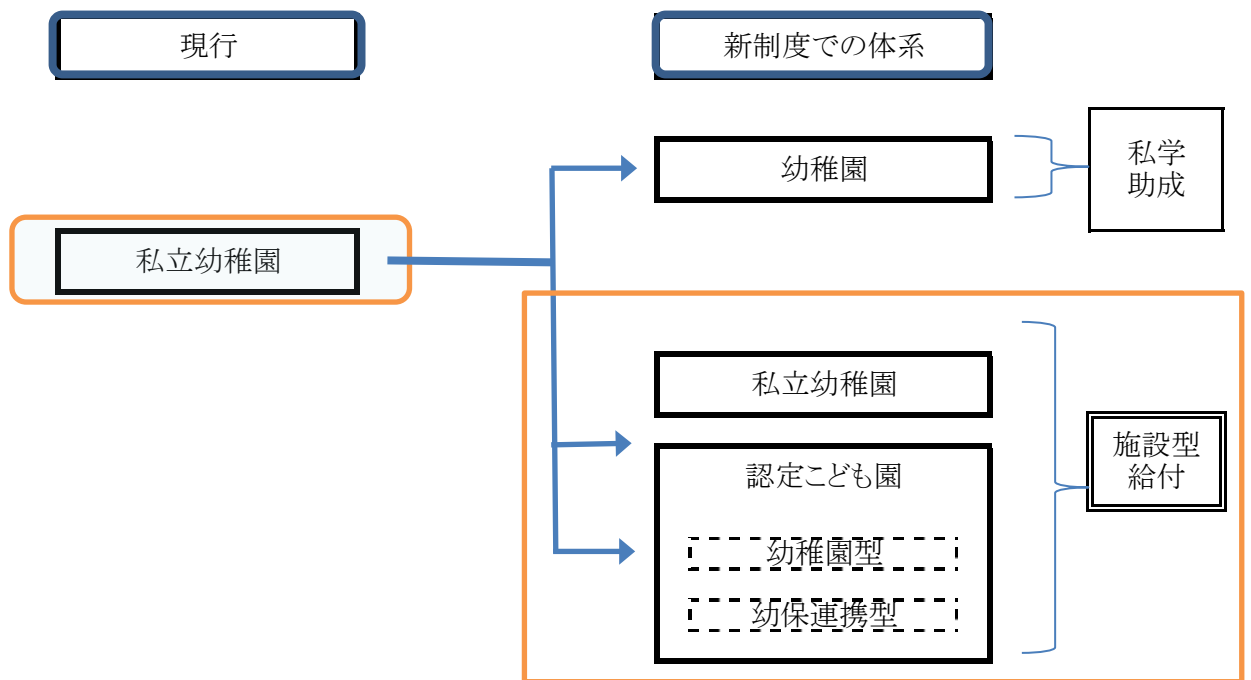
※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

## 2. 1号認定利用対象施設



※市川市には認定こども園はありません。  
 ※保育所等から認定こども園に移行することも可能です。

## 3. 市川市幼稚園の現状

(1) 私立幼稚園32園の入園料、保育料(平成26年度私立幼稚園実態調査より)

|                            |             |                |
|----------------------------|-------------|----------------|
| ・入園料(年額) 30,000円～150,000円  | 平均約77,000円  | 月額約2,139円(3年間) |
| ・保育料(年額) 210,000円～384,000円 | 平均約280,000円 | 月額約23,333円     |

その他諸経費、給食、教材費などは別

(2) 利用児童数 4,914人 (平成26年5月1日現在)

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の助成を行う

保護者の世帯の所得状況に応じて

年額35,000円から343,000円を補助(うち35,000円は市単独上乗せ補助)

## 4. 市川市の利用者負担額と多子軽減の考え方について

(1) 国基準を踏まえ、現行の私立幼稚園就園奨励費補助制度の水準を基準とする

所得階層は国基準どおり5階層とする

利用者負担額は、就園奨励費補助金を控除した実費負担額とし、さらに市単独補助金  
年額35,000円(月額≒2,900円)を控除した額を本市の水準額とする

(2) 第2子目以降の多子軽減による保育料は、国基準額の半額から各階層ごとに、  
市単独補助金額(月額)2,900円を控除した額とする。

